

現 行	令和6年度改正	備 考
<p data-bbox="299 604 1160 825">北 陸 地 方 整 備 局 測 量 業 務 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="546 1535 911 1598"><u>令和5</u>年4月</p> <p data-bbox="902 1934 1258 1963">最終改正 <u>令和5</u>年4月1日</p>	<p data-bbox="1555 604 2415 825">北 陸 地 方 整 備 局 測 量 業 務 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="1801 1535 2166 1598"><u>令和6</u>年4月</p> <p data-bbox="2154 1934 2510 1963">最終改正 <u>令和6</u>年4月1日</p>	

現 行	令和6年度改正	備 考
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第102条 用語の定義</p> <p>34. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。</p> <p>第118条 成果物の提出</p> <p>4. 受注者は、測量成果電子納品要領（国土交通省・<u>令和3年</u>3月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【測量編】（国土交通省・<u>令和3年</u>3月）」に基づくものとする。</p> <p>第120条 検査</p> <p>3. 検査職員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>（1） 測量業務成果物の検査 （2） 測量業務管理状況の検査</p> <p>測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【測量編】（国土交通省・<u>令和3年</u>3月）」に基づくものとする。</p> <p>第132条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）</u>、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第102条 用語の定義</p> <p>34. 「書面」とは、<u>打合せ簿等の帳票をいい</u>、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。</p> <p>第118条 成果物の提出</p> <p>4. 受注者は、測量成果電子納品要領（国土交通省・<u>令和6年</u>3月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【測量編】（国土交通省・<u>令和6年</u>3月）」に基づくものとする。</p> <p>第120条 検査</p> <p>3. 検査職員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>（1） 測量業務成果物の検査 （2） 測量業務管理状況の検査</p> <p>測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【測量編】（国土交通省・<u>令和6年</u>3月）」に基づくものとする。</p> <p>第132条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）</u>、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	